

## 慶弔見舞金規程

一般社団法人 宮城県マンション管理士会

### (総則)

第1条 この規程（以下、「本規程」と言う。）は、会員の慶弔、傷病等に対する慶弔見舞金の支給に関する事項について定める。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、会員に適用する。

### (慶弔見舞金の種類)

第3条 支給する慶弔見舞金は次のとおりとする。

- (1) 弔慰金
- (2) 傷病見舞金
- (3) その他慶弔見舞金

### (弔慰金)

第4条 会員が死亡した場合は、弔慰金として金10,000円支給する。

### (傷病見舞金)

第5条 会員が傷病により30日以上入院した場合は、見舞金として金5,000円を支給する。

### (その他慶弔見舞金)

第6条 理事会が特に支給の必要があると認めたものは、その都度決定し支給できるものとする。

### (届出義務及び決定)

第7条 慶弔見舞金は、当該会員、その親族及び他の会員（以下、「会員等」と言う。）からの所定書式の届出により支給する。その場合には、事実を証明する書類の添付または提示を求めることがある。

2 支給は、前項の届出により、理事会において承認決定する。ただし、急を要する場合には、会長の判断により支給することができる。

なお、その場合には、速やかに理事会において報告するものとする。

### (規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

### (附則)

第1条 本規程は、平成30年4月1日より施行する。

なお、平成23年7月6日施行の慶弔見舞金規程は廃止する。

年 月 日

一般社団法人 宮城県マンション管理士会

会長 殿

届出者氏名 印

会 員 氏 名	
<input type="checkbox"/> 死亡	死亡年月日 年 月 日
<input type="checkbox"/> 傷病	入院期間 (30日以上) 年 月 日 ~ 年 月 日 入院先名
<input type="checkbox"/> その他	

会記入欄 受付月日 年 月 日

受付者

承認 年 月 日

会長 印